



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *7 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 1
- *8 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則 (")..... 2
- *9 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (行政管理課)..... 2
- *10 和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (")..... 6
- *11 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 7
- *12 漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課)..... 9

○ 告示

- *280 昭和28年和歌山県告示第316号 (和歌山県において管理する港湾及び港湾区域) の一部改正 (港湾空港振興課)..... 10

規 則

和歌山県規則第7号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (平成12年和歌山県規則第114号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。		(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。	
略		略	
4 条例第2条の表24の項(2)に規定する漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則(昭和49年和歌山県規則第92号)第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条第1項及び第11条の規定による知事に提出すべき申請書の受理	4 条例第2条の表24の項(2)に規定する漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	漁港漁場整備法施行細則(昭和49年和歌山県規則第92号)第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条第1項及び第11条の規定による知事に提出すべき申請書の受理

略

略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第8号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則（平成21年和歌山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号。以下「条例」という。）</u>の施行に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報等の提供方法)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する都道府県知事保存本人確認情報等の知事以外の執行機関への提供は、<u>電子計算機の操作によるものとし、その送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）</u>によるものとする。</p> <p>(本人確認情報等の利用に係る事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(本人確認情報等を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)</p> <p>第4条 略</p>	<p>和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号。以下「条例」という。）</u>の施行に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報の提供方法)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、<u>電子計算機の操作によるものとし、その送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）</u>によるものとする。</p> <p>(本人確認情報の利用に係る事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)</p> <p>第4条 略</p>

附 則

この規則は、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（令和6年和歌山県条例第11号）の施行の日から施行する。

和歌山県規則第9号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前(未施行)				
別表第1(第1条、第3条、第9条関係)					別表第1(第1条、第3条、第9条関係)				
附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局	附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
略					略				
和歌山県国際交流助成事業選考委員会	略	略	略	略	和歌山県国際交流助成事業選考委員会	略	略	略	略
和歌山県スポーツ賞選考委員会	15人以内	学識経 験を有 する者	1年 以内	企画部					
和歌山県スポーツ施設等指定管理者選定委員会	10人以内	学識経 験を有 する者	1年 以内	企画部					
和歌山県スポーツ振興助成事業選考委員会	3人以内	学識経 験を有 する者	1年 以内	企画部					
和歌山県立情報交流センター指定管理者選定委員会	7人以内	学識経 験を有 する者	1年 以内	地域振興部	和歌山県立情報交流センター指定管理者選定委員会	7人以内	学識経 験を有 する者	1年 以内	企画部
和歌山県観光審議会	30人以内	学識経 験を有 する者 観光関連 事業者	2年 以内	地域振興部					
略					略				
和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証審査会	略	略	略	略	和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証審査会	略	略	略	略
和歌山県子ども施策審議会	10人以内	学識経 験を有 する者 子ども 又はこ どもを 養育す る者 子ども に関す る支援 を行う 団体関 係者	2年 以内	共生社会 推進部					
白梅賞受賞者選考委員	略	略	略	略	白梅賞受賞者選考委員	略	略	略	略

会					会				
					和歌山県こども施策審議会	10人以内	学識経験者 を する 者 こ ども 又 は こ ども を す る 者 こ ども に 関 する 支 援 を 行 う 団 体 関 係 者	2年以内	福祉保健部
略					略				
和歌山県災害医療対策会議	略	略	略	略	和歌山県災害医療対策会議	略	略	略	略
					和歌山県医学研究奨励賞選考委員会	8人以内	学識経験者 を する 者 保 健 医 療 関 係 団 体 の 代 表 者	2年以内	福祉保健部
略					略				
和歌山県中小企業振興対策審議会	27人以内	学識経験者 を する 者 金 融 機 関 の 代 表 者 商 工 業 の 団 体 の 代 表 者 中 小 企 業 関 係 者 関 係 行 政 機 関 の 代 表 者	2年以内	商工労働部	和歌山県中小企業振興対策審議会	27人以内	学識経験者 を する 者 金 融 機 関 の 代 表 者 商 工 業 の 団 体 の 代 表 者 中 小 企 業 関 係 者 関 係 行 政 機 関 の 代 表 者	2年以内	商工観光労働部
和歌山県中小企業調停審議会	7人以内	学識経験者 を する 者	2年以内	商工労働部	和歌山県中小企業調停審議会	7人以内	学識経験者 を する 者	2年以内	商工観光労働部
和歌山県大規模小売店舗立地審議会	7人以内	学識経験者 を する 者	2年以内	商工労働部	和歌山県大規模小売店舗立地審議会	7人以内	学識経験者 を する 者	2年以内	商工観光労働部
和歌山県中小企業高度化資金貸付審査委員会	5人以内	学識経験者 を する 者 商 工 業 の 団 体 の 代 表 者 政 府 系 金 融 機 関 の 代 表 者	1年以内	商工労働部	和歌山県中小企業高度化資金貸付審査委員会	5人以内	学識経験者 を する 者 商 工 業 の 団 体 の 代 表 者 政 府 系 金 融 機 関 の 代 表 者	1年以内	商工観光労働部

和歌山県勤労福祉会館指定管理者選定委員会	6人以内	学識経験者をする者	1年以内	商工労働部
和歌山県郷土伝統工芸品審議会	10人以内	学識経験者に関する行政機関の代表者	2年以内	商工労働部
和歌山県中興小企業振興金審査委員会	15人以内	学識経験者による中小企業対策実施機関の代表者	3年以内	商工労働部
和歌山県中興小企業事業計画評価委員会	15人以内	学識経験者による中小企業対策実施機関の代表者	3年以内	商工労働部
プレミアム和歌山推奨品審査委員会	6人以内	学識経験者をする者	3年以内	商工労働部
和歌山県起業家支援施設等入居審査委員会	14人以内	学識経験者による中小企業対策実施機関の代表者	3年以内	商工労働部
和歌山県産業表彰審査委員会	10人以内	県内経済団体の代表者	1年以内	商工労働部
和歌山県産業技術戦略会議	22人以内	学識経験者をする者	3年以内	商工労働部
和歌山県産業技術高度化支援審査委員会	10人以内	学識経験者による中小企業対策実施機関の代表者	2年以内	商工労働部
和歌山県発案表彰審査会	10人以内	学識経験者による中小企業対策実施機関の代表者	3年以内	商工労働部

和歌山県勤労福祉会館指定管理者選定委員会	6人以内	学識経験者をする者	1年以内	商工観光労働部
和歌山県郷土伝統工芸品審議会	10人以内	学識経験者に関する行政機関の代表者	2年以内	商工観光労働部
和歌山県中興小企業振興金審査委員会	15人以内	学識経験者による中小企業対策実施機関の代表者	3年以内	商工観光労働部
和歌山県中興小企業事業計画評価委員会	15人以内	学識経験者による中小企業対策実施機関の代表者	3年以内	商工観光労働部
プレミアム和歌山推奨品審査委員会	6人以内	学識経験者をする者	3年以内	商工観光労働部
和歌山県起業家支援施設等入居審査委員会	14人以内	学識経験者による中小企業対策実施機関の代表者	3年以内	商工観光労働部
和歌山県産業表彰審査委員会	10人以内	県内経済団体の代表者	1年以内	商工観光労働部
和歌山県産業技術戦略会議	22人以内	学識経験者をする者	3年以内	商工観光労働部
和歌山県産業技術高度化支援審査委員会	10人以内	学識経験者による中小企業対策実施機関の代表者	2年以内	商工観光労働部
和歌山県発案表彰審査会	10人以内	学識経験者による中小企業対策実施機関の代表者	3年以内	商工観光労働部

和歌山県工業技術センター評価委員会	6人以内	学識経 験を有 する者	2年 以内	商工労働 部
和歌山県誘致企業認定審査委員会	7人以内	学識経 験を有 する者 商工関 係団体 の代表 者	1年 以内	商工労働 部
略				

和歌山県工業技術センター評価委員会	6人以内	学識経 験を有 する者	2年 以内	商工観光 労働部
和歌山県誘致企業認定審査委員会	7人以内	学識経 験を有 する者 商工関 係団体 の代表 者	1年 以内	商工観光 労働部
和歌山県観光審議会	30人 以内	学識経 験を有 する者 観光関 連事業 者	2年 以内	商工観光 労働部
略				

別表第2 (第7条関係)

附属機関の 名称	部会の名称	分掌事務
略		
和歌山県起業家支援施設等入居審査委員会	略	略
	和歌山県立 情報交流セ ンターSO HOブース 入居等審査 部会	略
略		

別表第2 (第7条関係)

附属機関の 名称	部会の名称	分掌事務
略		
和歌山県起業家支援施設等入居審査委員会	略	略
	和歌山県立 情報交流セ ンターSO HOブース 入居等審査 部会	略
	わかやまビ ジネスサポ ートセンタ ー入居等審 査部会	入居者の選考、入 居期間の更新等 についての審査に 関する事務
略		

備考 改正前欄中の規定は、知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則（令和5年和歌山県規則第63号）による改正後の規定である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第10号

和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則の

一部を改正する規則

和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条、第4条関係）				別表（第3条、第4条関係）			
名称	定数	委員長	職務代理者	名称	定数	委員長	職務代理者
略	略	略	略	略	略	略	略
和歌山県総務部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	略	略	和歌山県総務部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	略	略
<u>和歌山県危機管理部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会</u>	<u>15人以内</u>	<u>危機管理部長</u>	<u>危機管理局長</u>				
和歌山県企画部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	略	略	和歌山県企画部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	略	略
<u>和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会</u>	<u>45人以内</u>	<u>地域振興部長</u>	<u>地域政策局長</u>				
和歌山県環境生活部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	略	略	和歌山県環境生活部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	略	略
<u>和歌山県共生社会推進部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会</u>	<u>25人以内</u>	<u>共生社会推進部長</u>	<u>人権局長</u>				
略	略	略	略	略	略	略	略
<u>和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会</u>	<u>45人以内</u>	<u>商工労働部長</u>	略	<u>和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会</u>	<u>45人以内</u>	<u>商工観光労働部長</u>	略
略				略			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第11号

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年和歌山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(加入等の申込み) 第3条 条例第5条第1項に規定する加入の申込みは、加入等申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えてこれを知事に提出して行わなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成20年和歌山県条例第55号)別表第1第2項の規定により加入申込者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報を利用できるときは、第1号に掲げる書類を添付することを要しない。 (1)～(4) 略 2～4 略</p> <p>(脱退一時金の支給) 第8条の2 条例第13条の2第1項に規定する脱退一時金の支給の請求は、脱退一時金支給請求書(別記第19号様式の2)に次に掲げる書類を添えてこれを知事に提出して行わなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第2項の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報を利用できるときは、次に掲げる書類を添付することを要しない。 (1)・(2) 略 2 略</p> <p>(届出) 第10条 略 2 前項第2号に掲げる死亡・重度障害届書(条例第17条中第3項第2号の届出に限る。)には、年金受給権者に係る住民票の写しを添付しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第2項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用できるときは、当該住民票の写しを添付することを要しない。 3 第1項第5号に掲げる年金受給権者現況届書には、毎年4月1日における現況を記載し、年金受給権者に係る住民票の写しを添えてその年の5月末日までに提出しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第2項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用できるときは、当該住民票の写しを添付することを要しない。</p>	<p>(加入等の申込み) 第3条 条例第5条第1項に規定する加入の申込みは、加入等申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えてこれを知事に提出して行わなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成20年和歌山県条例第55号)別表第1第4項の規定により加入申込者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報を利用できるときは、第1号に掲げる書類を添付することを要しない。 (1)～(4) 略 2～4 略</p> <p>(脱退一時金の支給) 第8条の2 条例第13条の2第1項に規定する脱退一時金の支給の請求は、脱退一時金支給請求書(別記第19号様式の2)に次に掲げる書類を添えてこれを知事に提出して行わなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第4項の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報を利用できるときは、次に掲げる書類を添付することを要しない。 (1)・(2) 略 2 略</p> <p>(届出) 第10条 略 2 前項第2号に掲げる死亡・重度障害届書(条例第17条中第3項第2号の届出に限る。)には、年金受給権者に係る住民票の写しを添付しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第4項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用できるときは、当該住民票の写しを添付することを要しない。 3 第1項第5号に掲げる年金受給権者現況届書には、毎年4月1日における現況を記載し、年金受給権者に係る住民票の写しを添えてその年の5月末日までに提出しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第4項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用できるときは、当該住民票の写しを添付することを要しない。</p>

第2条 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(加入等の申込み) 第3条 条例第5条第1項に規定する加入の申込みは、加入等申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えてこれを知事に提出して行わなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例(平成20年和歌山県条例第55号)別表第1第2項の規定により加入申込者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報を利用できるときは、第1号に掲げる書類を添付することを要しない。 (1)～(4) 略 2～4 略</p>	<p>(加入等の申込み) 第3条 条例第5条第1項に規定する加入の申込みは、加入等申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えてこれを知事に提出して行わなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成20年和歌山県条例第55号)別表第1第2項の規定により加入申込者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報を利用できるときは、第1号に掲げる書類を添付することを要しない。 (1)～(4) 略 2～4 略</p>

(脱退一時金の支給)
 第8条の2 条例第13条の2 第1項に規定する脱退一時金の支給の請求は、脱退一時金支給請求書(別記第19号様式の2)に次に掲げる書類を添えてこれを知事に提出して行わなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例別表第1第2項の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報を利用できるときは、次に掲げる書類を添付することを要しない。
 (1)・(2) 略
 2 略

(届出)
 第10条 略
 2 前項第2号に掲げる死亡・重度障害届書(条例第17条中第3項第2号の届出に限る。)には、年金受給権者に係る住民票の写しを添付しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例別表第1第2項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用できるときは、当該住民票の写しを添付することを要しない。
 3 第1項第5号に掲げる年金受給権者現況届書には、毎年4月1日における現況を記載し、年金受給権者に係る住民票の写しを添えてその年の5月末日までに提出しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例別表第1第2項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用できるときは、当該住民票の写しを添付することを要しない。

(脱退一時金の支給)
 第8条の2 条例第13条の2 第1項に規定する脱退一時金の支給の請求は、脱退一時金支給請求書(別記第19号様式の2)に次に掲げる書類を添えてこれを知事に提出して行わなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第2項の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報を利用できるときは、次に掲げる書類を添付することを要しない。
 (1)・(2) 略
 2 略

(届出)
 第10条 略
 2 前項第2号に掲げる死亡・重度障害届書(条例第17条中第3項第2号の届出に限る。)には、年金受給権者に係る住民票の写しを添付しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第2項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用できるときは、当該住民票の写しを添付することを要しない。
 3 第1項第5号に掲げる年金受給権者現況届書には、毎年4月1日における現況を記載し、年金受給権者に係る住民票の写しを添えてその年の5月末日までに提出しなければならない。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第2項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用できるときは、当該住民票の写しを添付することを要しない。

別記第7号様式及び別記第7号様式の2中「障害福祉課」を「こころの健康推進課」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(令和6年和歌山県条例第11号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 第1条の規定 公布の日
 - 第2条中別記第7号様式及び別記第7号様式の2の改正規定 令和6年4月1日
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第12号

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法施行細則(昭和49年和歌山県規則第92号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u>	漁港漁場整備法施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の施行について、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和25年政令第239号）及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第47号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この細則は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の施行について、漁港漁場整備法施行令（昭和25年政令第239号）及び漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

別記第1号様式中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「法第36条第1項」を「同法第36条第1項」に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「漁港漁場整備法施行細則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第280号

昭和28年和歌山県告示第316号（和歌山県において管理する港湾及び港湾区域）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

告示中「漁港法に基づき指定された雑賀崎漁港」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）に基づき指定された雑賀崎漁港」に、「漁港法に基づき指定された塩屋漁港」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された塩屋漁港」に、「漁港法に基づき指定された田辺漁港」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された田辺漁港」に、「漁港法に基づき指定された三輪崎漁港」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された三輪崎漁港」に改める。